

計 画 書

鹿児島都市計画土地区画整理事業の決定（鹿児島市決定）

都市計画吉野第二地区土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		吉野第二地区土地区画整理事業				
面 積		約 66.5ha				
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。	
		幹線街路	3・3・29	館之馬場通線		
		幹線街路	3・4・61	坂元寺山線		
		区画街路	7・5・25	新堀松十文字線		
		区画街路	7・5・26	新堀木治屋線		
		区画街路	7・5・27	帯迫中通線		
	<p>区画道路については、上記の都市計画道路を骨格として、交通の円滑化、安全性及び宅地の利用増進を図るため、幅員 5～12mの区画道路を適正に配置する。</p> <p>また、歩行者の安全と生活動線を確保するため、幅員 4mの特殊道路を配置する。</p>					
公園及び緑地	種 別	名 称		これについては、別に都市計画において定めるとおりとする。		
	近隣公園	3・3・19	御召覧公園			
	公園は、区域面積の 3%以上を確保し、区域内に居住する者が容易に利用することができるように誘致距離を考慮し、適正に配置する。					
その他の公共施設		下水道は、鹿児島市公共下水道との整合を図る。				
宅 地 の 整 備		本地区の土地利用計画については、主として住居系の地域とし、幹線道路の一部は沿道型商業系の地域とする。				

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

吉野地域は、鹿児島市の北部、稲荷川の上流域に位置し、吉野台地などから構成されている。第五次鹿児島市総合計画の基本計画では、「土地区画整理事業の推進や幹線道路等の整備を進め、良好な生活環境の形成を図るとともに、日常の生活圏としての機能向上を図る」などの基本的方向が示されている。また、鹿児島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、「計画的な基盤整備による秩序ある市街地の形成と自然あふれる環境の保全を地域整備の方向性とし、土地区画整理事業による面的基盤整備を進める」と位置付けている。

吉野第二地区は、施行中の吉野地区土地区画整理事業区域の南側に隣接する地区である。

当地区では、3・3・29号館之馬場通線が、市の中心部や薩摩吉田インターチェンジにアクセスする幹線街路として南北方向に、3・4・61号坂元寺山線が、通過交通の円滑化を図る幹線街路として東西方向に、それぞれ計画されている。両路線とも昭和40年に都市計画決定されているが、当地区内の区間は未整備となっている。また、3・3・19号御召覧公園は、街区公園として昭和39年に都市計画決定され、昭和40年に開設している。

当地区の現状としては、館之馬場通線において、広域交通及び地域生活交通の多くが流入し、慢性的な渋滞が発生している。また、小規模宅地造成による無秩序な市街化が進み、生活基盤施設が未整備のまま農地などと混在するなど、生活環境の悪化が顕著になっている。

このような中、当地区が抱えるこれらの諸問題に対処するため、一体的なまちづくりとして土地区画整理事業が計画され、今般、具体化したところである。

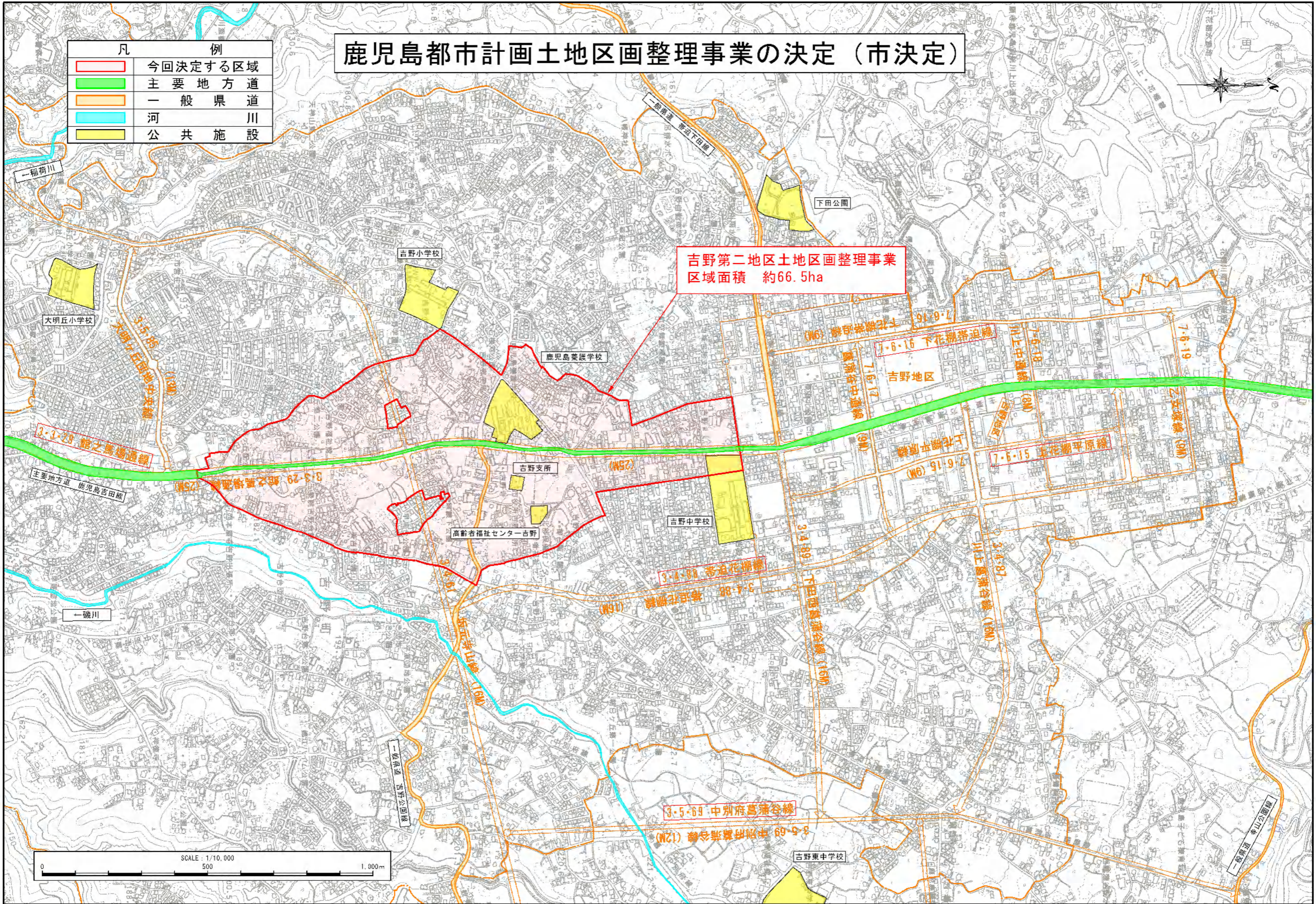
なお、土地区画整理事業の計画に向けては、アンケートの実施や住民によるワークショップ等を開催し、住民との合意形成を図りながら進めてきた。

このようなことから、公共施設の整備改善及び土地利用の増進を図り、居住環境の良好な市街地を形成するために、吉野第二地区土地区画整理事業の区域を決定するものである。

最後に、本都市計画による吉野第二地区土地区画整理事業が周辺環境に与える影響については、吉野第二地区土地区画整理事業環境影響評価書に示すとおり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

鹿児島都市計画土地区画整理事業の決定（市決定）

凡	例
	今回決定する区域
	主要地方道
	一般県道
	河川
	公共施設



吉野第二地区土地区画整理事業
区域面積 約66.5ha

SCALE: 1/10,000
0 500 1,000m